

E/G試運転装置（T700用）の校正ほかに係る契約希望者募集要項（公募）

E/G試運転装置（T700用）の校正ほかの契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)
契約担当官
海上自衛隊大村航空基地隊大村經理隊長

記

1 調達予定品目

別紙のとおり。（調達予定期限：29年度～31年度）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(5) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域資格の競争参加資格を有している者

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

(7) 別紙に示す機器（以下、当該機器という）の不具合発生時、迅速かつ継続的に対応が可能であること。

(8) 当該機器の修理等に必要な次の設備を有すること。

ア 計測器、試験装置及び専用治工具類

イ 所要の貸付品、寄託品及び官給品の保管倉庫

(9) 当該機器の修理等に関し、必要な次の体制、能力を有すること。

ア 専門的技術

イ 専門的知識

ウ 防衛省規格、ISO規格等の品質管理能力を有すること。

- (10) 秘密を取扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ海上自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規定の定めがあるとともに、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。
- (11) 下請負業者に業務の一部を委託する場合には、委託させる業務に応じて、第8号から第10号の各項目を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について提出する。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出している場合は変更が無い旨の文書を、また、部分的な変更のみの場合は、変更となった箇所を明記した書面及び技術資料のみを提出する。

- (1) 2項(7)に規定する設備を証明する書類
- (2) 2項(8)の不具合対応能力を証明する書類
- (3) 2項(9)の体制、能力を証明する書類
- (4) 2項(10)を証明する書類（必要とする機器のみ）
- (5) 2項(11)で下請負業者を使用する場合は、下請（予定）企業一覧表及び体制、能力を証明する書類
- (6) 調達しようとする機器等と同等又は類似の修理実績一覧表（実績がない場合は省略可）
- (7) 下請負業者に業務を一部委託する場合は下請（予定）企業一覧表（なお、委託させる業務に応じて、第2項第7号から第10号に規定する体制及び能力等を証明できる書類を添付する。）

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊大村航空基地隊大村經理隊契約班
〒856-8585 長崎県大村市今津町10番地
0957-52-3131（内線684）

(2) 提出期間

29. 4. 21（金）～29. 5. 19（金）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から、提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から、役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本、過剰な編てつ等は不要とする。

別 紙

| 番号 | 調 達 予 定 品 目 | 製造会社 | 役務内容 |
|----|--------------------|-------------|------|
| 1 | E／G試運転装置（T700用）の校正 | 石川島 防音工業 | 校正 |
| 2 | オイルフロー試験器の校正 | I H I | 校正 |
| 3 | カーボンシール試験器の校正 | I H I | 校正 |
| 4 | バキューム試験器の校正 | I H I | 校正 |
| 5 | フューエルフロー試験器の校正 | I H I | 校正 |

